

新学期からの県立学校における教育活動の再開等について

新型コロナウイルス感染症対策のため、3月2日（月）から県立学校の一斉臨時休業を行っているが、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言及び政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針を受け、文部科学事務次官より、学校における教育活動の再開等について通知があった。

このことを踏まえ、県立学校については、以下の方針で対応することとし、市町村教育委員会に対しても周知した。

- ・ 本年4月の始業式から学校における教育活動を再開すること。
- ・ 集団感染のリスクが高いと考えられる「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に避ける等の対策（①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える）を行うこと。
- ・ 児童生徒の毎朝の健康観察や、マスクの着用、手洗い、消毒、教室等の換気など、感染リスクを下げる環境を確保すること。
- ・ 必要に応じた補充のための授業等の実施により、一斉臨時休業に伴い、学年末に実施できなかった単元等の定着を図ること。
- ・ 入学式については、卒業式に準じて必要最小限の時間・人数で実施すること。また、年度当初に予定されている宿泊を伴う行事等については、中止又は延期を検討すること。
- ・ 部活動については、「3つの条件」が重ならないよう、実施内容や方法を工夫した上で実施すること。
- ・ 学校や地域で感染者が発生した場合は、再度の臨時休業について県教育委員会が関係部局と協議の上、判断する。

（対応例）

◇児童生徒1名が感染した場合：当該児童生徒が在籍する学級の臨時休業及びその他の濃厚接触者の出席停止等の措置をとる。

◇複数の児童生徒が感染した場合：学校を臨時休業とする。